



# 令和6年度 秋田県観光連盟 教育旅行誘致バス助成金について

秋田県観光連盟では、秋田県を訪れる教育旅行に対し、バス料金の助成を行っています。  
この機会に助成金制度を活用し、ぜひ秋田県へお越しください！

## 1 交付対象者

秋田県への教育旅行を行う旅行事業者



## 2 交付要件

- ① 小学校、中学校または高等学校等の教育旅行で、旅程の経路に秋田県の区域を含むこと。
- ② 旅程の経路において、航空機、船舶または鉄道を利用すること。
- ③ 秋田県内の旅程において、バスを利用すること。
- ④ 観光連盟の会員施設に1泊以上し、県内の2か所以上で体験学習を行うこと。

## 3 バス助成額

### タイプA

大 型：80,000円  
大型以外：70,000円

上限：1校につき上限250,000円まで

- ・令和3年度以降に本助成金を利用した教育旅行を催行していない場合
- ・秋田県内で2泊以上する場合

※上記のいずれかに該当

### タイプB

大 型：30,000円  
大型以外：20,000円

上限：1校につき100,000円まで

- ・秋田県内で1泊する場合  
※令和3年度以降に本助成金を利用した教育旅行を催行した場合

※予算上限額に達し次第、受付終了となります。

#### 【問い合わせ先】

一般社団法人 秋田県観光連盟 〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1

TEL 018-860-2267 FAX 018-860-3916 E-Mail: info@akita-kanko.com



# 手続きの流れ

## 申請者 (旅行事業者の皆様)

## 申請受付者 (秋田県観光連盟)

### ① 助成金の交付申請

#### < 必要書類 >

- ・助成金交付申請書 (様式第1号)
  - ・旅程表
  - ・その他、会長が必要と認める書類  
(必要に応じて前年度の最終旅程表等)
- ※ 5営業日前までの申請をお願いします。  
※ 押印不要としておりますので、メール  
または郵送で提出願います。

### ② 申請書の受付・審査

### ④ 教育旅行の実施

- ※ 交付決定後に内容変更・中止がある場合は、必ずご連絡ください。  
その際は、以下の書類を提出願います。
- ・交付条件変更承認書 (様式第3号)
  - ・教育旅行中止 (廃止) 届 (様式第4号)

### ③ 助成金交付決定書 (様式第2号) の通知

### ⑤ 実績報告・請求書の提出

#### < 必要書類 >

- ・助成金実績報告書 (様式第6号)
- ・最終旅程表
- ・航空機、船舶又は鉄道利用証明の写し
- ・バス運行証明書 (様式第7号)
- ・宿泊証明書 (様式第8号)
- ・体験学習証明書 (様式第9号)
- ・助成金交付請求書 (様式第10号)

※ 「体験学習証明書」は 2 か所分の提出  
が必要です。

### ⑥ 実績報告書の受付・審査

### ⑦ 助成金確定通知書 (様式第11号) の通知 及び 助成金の支払い

## 特記事項

※ 交付要件②は、秋田県に向かう際、又は帰県する際に利用する交通手段を想定しており、隣県で乗降する場合も対象となります。(例：北海道から岩手県まで新幹線で移動し、秋田県にバスで移動する等)  
なお、交付申請書の審査の際に、行程内容など本要綱の目的に適合しないと判断した場合には、不採択となる場合があります。

※ 交付要件④の「体験学習」は、ものづくり体験や有料施設見学、農業体験などが対象となります。  
ただし、同一施設内での体験学習は1か所とみなしますのでご注意ください。

※ 天候等によりやむを得ず「体験学習」ができなかった場合に備え、代替案等の想定をお願いいたします。